予 算 要 求 資 料

令和5年度当初予算 支出科目 款:農林水産業費 項:林業費 目:林業振興費

事 業 名 木の国・山の国県民運動推進事業費

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

林政部 林政課 政策企画係 電話番号: 058-272-8470

E-mail: c11511@pref.gifu.lg.jp

1 事業費

2,146 千円 (前年度予算額:

2.711 千円)

<財源内訳>

< \\(\)	H/ \ /								
				財	源	内	訳		
区 分	事業費	国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産収 入	寄附金	その他	県 債	一般財源
前年度	2, 711	0	0	0	0	0	0	0	2, 711
要求額	2, 146	0	0	0	0	0	0	0	2, 146
決定額									

2 要求内容

(1)要求の趣旨(現状と課題)

森林の現状を理解し、県民自らが参加・協力する、県民みんなで支える森林づくり体制の構築が必要。

(2) 事業内容

- ①木の国・山の国県民会議委員報酬 1,071千円 木の国・山の国県民会議及び下記部会の開催に伴う委員報酬
- ②木の国・山の国県民会議、部会、推進本部の開催 1,022千円
 - ●木の国・山の国県民会議

(構成員19名) 県民代表、各団体代表、有識者等で組織 (活動内容) 森林づくり基本計画に基づく県の林政施策に対する評価、 意見、提案

●部会

◆森づくり部会

(構成員7名) 森林・林業関係者、有識者等 (活動内容) 健全で豊かな森林づくり、効率的な森林施業等についての 検討・提言

◆普及・教育部会

(構成員9名)教育関係者、有識者、NPO等

(活動内容) 県民への普及、教育に関する事項についての検討・提言

◆木づかい部会

(構成員9名) 建築士、木材流通・加工業者、NPO等

(活動内容) 県産材の利用促進に関する事項についての検討・提言

③「岐阜県森林づくり基本計画」に関する施策評価 53千円 森林づくり施策の実施・展開にあたっての意見聴取

(3) 県負担・補助率の考え方

本事業は県の森林づくり体制の構築のためであり、県負担は妥当。

(4)類似事業の有無

無

3 事業費の積算 内訳

0 事未良の損弃 門肌					
事業内容	金額	事業内容の詳細			
報酬	1,071	委員報酬			
報償費	28	アドバイザーの報償費			
旅費	648	会議開催に係る委員の費用弁償、施策の意見聴取に係る職員旅費			
需用費	22	消耗品購入費、会議での水代			
使用料	377	会議室・バス借上料			
合計	2, 146				

決定額の考え方

4 参 考 事 項

(1) 各種計画での位置づけ

第4期岐阜県森林づくり基本計画

事 業 評 価 調 書 (県単独補助金除く)

□ 新規要求事業

■継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

何をいつまでにどのような状態にしたいのか

岐阜県森林づくり基本条例を支柱として、県民それぞれが役割・責務を果たしなが ら県民みんなで支える"県民参加型"の運動を展開・加速させる。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業開始前 (R)	R2年度 実績	R3年度 目標	R4年度 目標	終期目標 (R)	達成率
2						

〇指標を設定することができない場合の理由

県の森林・林業施策に対する評価、意見、提案をいただくものであり、数値目標で 表せるものではないため。

これ	までの取組内容と成果)
令和2年度	「木の国・山の国県民会議」と専門部会を開催し、県の森林・林業施策に対する評価、意見、提案をいただき、施策に反映することができた。 ■木の国・山の国県民会議 3回開催 (7/29、11/18、3/22) ◆森づくり部会 4回開催 (9/24、11/11、1/8、2/12) ◆普及・教育部会 2回開催 (9/11、2/15) ◆木づかい部会 2回開催 (9/11、2/25)
令和3年度	「木の国・山の国県民会議」と専門部会を開催し、県の森林・林業施策に対する評価、意見、提案をいただき、施策に反映することができた。 ■木の国・山の国県民会議 3回開催 (7/28、11/15、3/28) ◆森づくり部会 4回開催 (9/14、11/16、1/26、3/1) ◆普及・教育部会 2回開催 (9/1、2/22) ◆木づかい部会 2回開催 (10/19、3/3)
	指標① 目標: 実績: 達成率: %
令和4年度	令和6年度当初予算にて追加
	指標① 目標: 実績: 達成率: %

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

- ・事業の必要性(社会情勢等を踏まえ、前年度などに比べ判断)
- 3:増加している 2:横ばい 1:減少している O:ほとんどない

評価 3 「岐阜県森林づくり基本条例」第21条において、森林づくりに関する県民運動が積極的に展開されるよう、情報の提供、県民との意見交換等を講ずるものとしており、さらに第25条において、「木の国・山の国県民会議」を置くこととしている。

- ・事業の有効性(指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか)
- 3:期待以上の成果あり
- 2:期待どおりの成果あり
- 1:期待どおりの成果が得られていない
- 0:ほとんど成果が得られていない

(評価)

「木の国・山の国県民会議」等による県の森林・林業施策に対する評価・ 意見等を踏まえ、基本計画や施策に反映している。

3

- ・事業の効率性(事業の実施方法の効率化は図られているか)
- 2:上がっている 1:横ばい 0:下がっている

(評価) 2 「木の国・山の国県民会議」には3つの専門部会(森づくり部会、普及・教育部会、木づかい部会)が設置されており、効率的に意見聴取ができる仕組みとなっている。

(今後の課題)

・事業が直面する課題や改善が必要な事項

森林・林業を取り巻く情勢が刻々と変化する中、多様化するニーズに対応するため、幅広く県民から意見聴取し、施策に反映することで、県民協働の森林づくりを実現する。

(次年度の方向性)

・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか

岐阜県の森林づくりの長期ビジョンである第4期森林づくり基本計画の普及、PR を行う。

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント 又は事業名及び所管課	【〇〇課】
組み合わせて実施する理由 や期待する効果 など	